

即役（木村田幸造君）「お許しをいたさずして、ただい子一證上程さ
 れ子に議決オセ十三号おチビ議決オセ十四号につき子してご
 説明申しあげたりと存じ子す。四案とも理定理由をいたし子
 しては二案内のとおり、或断法の華月指定が解除され子に二とに
 とも存じ子して期オ予当の支給率を当期内の何れ存じみ
 改めたりというものでござい子して、議決オセ十三号におき子
 しては、その内容とするところはオ五条オ二項中百分の百十
 と百分の百九十に、百分の二百二十と百分の二百八十にそれ
 ら改めたりとするものでござい子す。子に議決オセ十四号
 におき子してはその内容として子してはオ二条の二オ二項中
 百分の百十と百分の百九十に、百分の二百二十と百分の二百
 八十にそれ改めたりとするものでござい子す。いかにオ二の条
 例につき子しては、公布の日から施行するとして、子して、その
 適用は昭和四十二年六月十五日の支給分より適用してと
 存じるものでござい子す。

議長(田村匡雄君)
二つあり質疑を行ないます。

几番（大野行夫君）提梁理由の説明の中に西多摩郡の他所存
 所みとリウニとにほそおりました、他所存所みとリウのほとの子
 う所存況にあるのかその点お願いいにします。

主査（下野忠一君） 西多摩郡の七所村は二二の改正にありたり。百
分の百九十が三百にぼそありたり。それより三百二十を三百八十、
二か所はの所村と同じでございたり。議員さんの分も取買と同じ
百九十のと三ろが三百にぼそある現状でございたり。

九番（下野行夫君）了解いたし子下が、
 できぬ各所存別に現況
 の金額を不しきもらいたしと思ひ子下。

藩長 田村匡雄 君一暫時休憩
ニト一子下。

早亦九時三十四分休憩

午前十時
二合開議

謙長(田村匡雄君)
休題不に引き読々今謙長開き下。

謙長(田村匡雄君)
質疑を讀行ハ子ナ。

「曼禱下」と呼ぶ者あり

議長(田村匡雄君) 二、次に質疑を総括した。示す。

おぼかりに示す。議案オ七十三号は原案どおり決するに
ご異議ありませんか、

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村匡雄君) ご異議なしと認めます。よろしく議案オ七十三号
は原案どおり可決いたしました。

議長(田村匡雄君) つぎに議案オ七十四号は原案どおり決するに
ご異議ありませんか、

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村匡雄君) ご異議なしと認めます。よろしく議案オ七十四号
は原案どおり可決いたしました。

議長(田村匡雄君) 日程オ三議案オ七十五号福生財税賦課徴収
条例の一部を改正する条例を議題に供します。事務局として
議案の朗読をいたさせます。

(青山議長係長朗読) 省略

議長(田村匡雄君) 理事者から提案の理由の説明を求めます。
(助役 不林田幸造君登壇)

福生町議会

助役(不林田幸造君) 議案オ七十五号福生財税賦課徴収条例
の一部を改正する条例につきまして提案の理由を申しあげたい
と存じます。本条例の改正は個人の住民税につきまして改正が
行されるものでございまして、昭和四十二年法律オ二十五号をもち
て加ふことによりたてた税法の一部を改正する法律オ二条の規定が
明年一月一日から施行されることにもなっております。その内容は従
来の税額控除から所得控除に改めらるることと、事務が簡素化さ
れること、すなわち障害者、老若者、寡婦、勤労学生にたい
しては税額から所得が控除されておりましたのが改正後は所得
から五万円が控除されることにならるものでございまして、また要
所得から臨時所得に関する事項を住民税の申告書の記載
事項とする、外国の所得税等の納税者に対する控除の規
定を設けること、所得税の確定申告には施行規則で定める事
項を付記されるよう改めらるること、さらに課税控除に関する規
定が附則に追加されることにあります。附則の整備を行ふことに

等いずれも所得税法をはじめ関係法令におきき規則の改正にとも
ほうちのまごごいす。夜行の期日は昭和四十三年の一月一日から
ふごいす。昭和四十三年度の個人の所得税から適用することと
はりす。この改正は来年度の所得税収入には直接の影響を
はひやうごごいす。以上甚だ簡単でございす。提案の
理由を申しあげた次でございす。よろしくご審議のほどお願
い申しあげらる次でございす。

議長 田村匡雄君 二れより質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 田村匡雄君 二れにて質疑を終結いたします。

おはかりいたす。議案オ七十九号は総務委員会に付託し
詳細な審議を願うことにいたします。二れに異議
ありせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 田村匡雄君 二異議なしと認めさう決定いたします。
なお委員会の審査報告は本会期にお願いたします。



議長 田村匡雄君 日程オ四議案オ七十九号福生市水道給水条
例の一部を改正する条例を議題に供します。事務局より議
案の朗読をいただきます。

(青山謙平係長朗読) 省略

議長 田村匡雄君 理事者から提案理由の説明を求めます。

(助役 木田幸造君登壇)

助役 木田幸造君 お許しをいただきます。議案オ七十九号につ
きまして提案の理由を申しあげたいと存じます。当分の水道は
案内のとおり昭和三十七年に創設いたしまして、その間、
く自來十五年の年月を経て参りまして、この間の経費は
は比較的良好でございまして、赤字の経費となりまして、
人どほりに託道いたしております。もちろん昭和三十八年度
におきまして、料金改訂がなされております。せんけい、
経費は免れられ、たいてい、このころでございす。

しかしながら最近の社会経済の変動は大きく、相次ぐ物価の
上昇、人件費の増加とさらに都市形態変化となりつつあるため

億百七十四万八千七百七十七円とあり、これを怪別に配分したところ、
ものが算定資料ナンバー二に記載されておるところでございす。
水道事業の根本的原則からいって、まずて底價は生活用水の
供給に重点をおき、さらに補正したところ、下村会が本議案
にある金額でございす。すなわち給水各割のオニ条をつきの
ふうに改めるものとして提案されておるようは、水費でございす。
以上甚だ簡單であり、粗ぼくは説明でございす。が、何と
ぞこの窮乏を、ご賢察賜り、そして慎重に審議のうへに決断
をいたす、ご議決あらんことをお願い申しあげ、そして提案理由
の説明を終ります。

議長(田村匡雄君) 二枚より質疑を行ないます。

三十三番(塩野鉄之助君) 水道課長にお尋ねいたします。今回の
料金改定にとりまして、二つの一番需要の多い、この表にも
出ておりますように、一般家庭用九十七、四%と、そのが圧倒的
需要でございす。現行ハリツトルの基準料金を、現在家
庭用などの位あるのかあるいは、今回の十五オ米、改正基準に



近い最も十五オ米近所の現在の集金に於いて、その近い家
庭用などの位あるのか、その点についてお答え願いたいと思ひます。
水道課長(生子国利君) 塩野議員さんのご質問に、好くお答えい
たします。資料のナンバー三でございす。が、三十八頁を、開
き願いたいと思ひます。給水状況でございす。が、左の用途
別割合というものを、現行で給水しております、全体的に比率で
ございす。一般家庭が九十七、四%、あとは、公共用が、七%、
農業用が、八%、共用が、七%、その他、四%という形でも
う。給水の状況に、おるんですが、これを怪別の割合で算
定したところ、右の割合になりました。十三耗が七十四、三%。
この中には、当然、農業用も入るおるわけにございす。が、十三耗と
いうと、これだけの件数でございす。あと、二十五耗が十七、一%。
二十耗が八%、四十耗が三%、その他、三%という割合で、
は怪別でございす。という形に、おるようす。全体的に、使
用水量の問題ですが、左の下に、あります。使用割合につき、ま
は、十五オ米以下が二十七、七%、十五オ米以下にいた場合が

三十八、四十分というところにあります。十二立方メートル以下がいわれる
平均水道量で水の平均というものが二斗に十三耗等が入ってくる
のにはあろうかと思ひますが、十二立方メートルが四十七、六分
十五立方メートルにありまると六十一、一分、二十五立方メートルで七十七、一分
あつた端数で二十一立方メートル以上というところにぼるわけでございます。
仮に左欄にした場合に二斗で申しあげますと家乗用のは怪別
割合というものを家庭用だけにしほした場合どの程度にぼるかと
申しますと十三耗の場合に七十二、二%が家庭用を便するものと
いうことでございます。それから二十耗の場合が七、一分、二十五耗
が十六、五%、その他四、二%というふうに分類をしますと今後
この水の給水割合というもののほとんどが家庭用にこぼらぬであら
う家庭用のは怪に付ては二十五耗以下でございます。三十耗以上だ
と団体用、農業用というものがエートとを占めてゐるわけですが
その数も統計的に先程申しあげましたように家庭用というものが
九十七、四%を占めてありますのでほとんど家庭用というわけで
ういにはうございます。さらに二十五耗の問題でございますが

左の家庭用のは怪の割合からみまると二十耗が七、一分、かはい
わけでございます。二十五耗が十六、五%、この二十五耗を分析
してみますとこの表にありまるとあり佐川と加美平の国が二十
五耗を便するありまるとこの割合が八十四%が国といたうことにほ
そあります。この中の佐川国におきましては二十耗が八十七粒
ありまると全部が二十五耗を占めて二十耗を便するといふ
のは佐川国地の五階の建物が全部二十耗で、現在の給水割合と
いうものはやういふことにあります。

ニ番 (松本平九郎君) この水道料金の改訂にありまると平均で何
%位上るのかお聞きしたいと思ひます。

水道課長 (生子国利君) 総括係にお聞きして約二十%です。

三番 (高根 中君) 水道課長にお尋ねいたしますが、本素

費見料と水道料金は安いのかどうかを認めるつもりでありますが、
こゝへ上ることはおやむを得ないとは存じますか。所長もいふに
申しあげます。欧米では一日五百リッター、六百リッター使そ
うと、福生町にありては三百五十リッターを目標に計画を始める

という説明を受けたとおりでございますが、先程塩野議員が申されまして基本料金の二十五方米、最初昭和二十七年当時八立方米という当時では妥当なものにと、当時は大体八立方米の基本料金で水道料が賄えるんだというところだが、今目下市長がアフォーラゆる一人三百リッターを目標にして基本料金を訂算すると四人家族でいまして三万二千リッターという数字が出たわけでござります。最近各家庭で使っているのを私が調べてみますと、自動車等のある家もありまして平均二千リッターから使っているというところ、この基本料金の二十五方米というのは非常に低すぎるのではつかうかと思ひます。市民の皆さんに豊富に水を使ひたたくという温かい気持ちがあるならば基本の立方米を上げてアップしてやれにすると、これだけば二枚向けの値段で使えろというふうにもそれいかにして私の計算でいきますと、現状の手続きでいきますと四人家族で二十五立方米も使っているんですが、現状の手続きでいきますと一所帯六百七十日にあつて、これが新しい基本料金



でございます二十五日、その差額は四百二十日にもあつて、これが二枚ではあく水道事業をして皆さんに十分水を使ひたたく、欧米はみにいかにあつても相当アップして水道を使ひたたくというところばかりで、使えば使うほど高いものになるという論に矛盾して結果にあり、ですから私は八立方米から十五立方米にして基本の水道量を二枚を倍の二十五立方米にしてその基本料金三百三十日を六百六十日にもするにすれば、かなり安い水道が使えるんだとばかりかと思ひます。その点で市長はうに担当課長の二答弁を願ひます。

水道課長（生子国利君） 下でいふ水の水量の問題ですが、当時八立方米というものが三十八頁の左下にあります。全体の使用割合の関係と当時福生所が水道を設置した際に九という数字を出して、一戸八立方米という基本を定めておりましたが、先程も申しあげましたように最近では非常に一般の需要も多くあります。一人当りの給水量も多くやはり水道事業の一番根本的な問題としては生活用水というものの給水が水道事

業の候補がございまして、それを基本に考へて、二の十
立方米というものが現在私どもで計算した一戸に数字で
は十五立方米が平均の水量でございまして、八立方米ありも
二立方米を今手でもり多くして十立方米と一のため
ですが、この基本料金の数字に付しては水道サービスの徹底と
のあるいは保健衛生の問題を勘案した一戸をやるわけであ
が、一番問題と存じますのは水道事業の負担は保健的経費
の大部分を占めておるわけがございまして、水道事業経営の
安定をほふる上においてはお水使用の有無にかかわらず一定の料
金を確保し、取りかへ運営がまきはいくことと基本水量
を採用してあるわけがございまして、八立方米を十立方米にし
てさらにそれを二十立方米にした場合には超過料金が現在の
料金では四十五日でありまして、その分をマイナスにしていまし
て、四百五十日というものがマイナスにほそくる。従いまして
表のナンバー1の水量の超過料金の分が四十五日、一立
方米当りにほそかりまして、二十立方米に一戸と四百五十

日減額して基本料金にもそくするということに存じますと莫
大の額がマイナスにほそくるわけが現在の数字では十五立方
米が家庭用としても妥当では存いかというところで数字的に一
たわけがございします。

十九番（高根 忠一） 下だいの説明で十五立方米が妥当だとお
っしゃるけれども先程塩野議員の説明した表でいそも
十五立方米が六十一パーセントほそいるというところにほそいるが、十二
立方米が四十七パーセントというふうにほとんどが十五立方米以上ほそい
ることにほそある。平均十五立方米以上ほそいるのに十五立方
米が妥当というところが言えない、もし二メートルかほそい人た
うら水道事業の拡張は必要ないのじゃないか、やはり町民
にうんと水をほそもらうために拡張をするんだと思うのですか、
それを押える形にほそありしても昭和二十七年当時の八立方米
というものを基本にしてそれ以後十何年か経た今も十二立方米
しかあつたというところではどうも私は十分ほそするところでは存い
かと思う。今月では当時から比較して三倍以上の水をほそく

いるというデーターも出てゐるんです。からその点どう考へてゐるのかお願ひいたしたいと思います。

○水道課長（生子国利君）例へば基本水量を十五万米から二十五万米にあげました場合には超過料金のオにウエートをあいておりましたのでその分だけマイナスにすればふさばいことははいやけです。

○二番（松本平九郎君）水道料金の問題に好いては水道の施設等に好い子と根本的は問題をお聞きしたいと思ひます。

これは主に局長に質問ですが、私たちがいろいろ水道に好いて設備投資もいなければ好い子と相当は金がかかることは確実な人で、水道料金は必ずに上げなければ好いというところはよくわかりました。この水道料金の設備投資の費用がかかる場合には根本的には国がもっと多くの補助をいなければ好い、そのつぎには都でも援助をいなければ好い、この費用は地方財政の中から独立採算でもそやそいくというところとばかりも無理なわけです。そういうことに好いて独立採算制を

くる場合にどうしても赤字が局長のオに水道料を上げてもらなければ困るというところは当然出てくるのでこれを当然の責任者である局長は国や都の補助をふさるに好いとそまううご意見があるかという、それから都の方にもそういう要請をするという、このうちにおいては独立採算制をいければ水道会計の赤字が出てくるというところは目に見えてくるのでそういうものをいふくとも一般会計の中からも少しぐらい援助するということ意見があるかどうかという点局長にお聞きしたいと思ひます。

○町長（石川常太郎君）自席よりお評をいたします。二番も二発言でございまして今度の値上げも昭和四十五年度より既給に好います都の水を購入した子としてその現在の単価から二の水の単価を割出し子と今度の料金改訂ができておりました。このナンバースの三十九頁から四十三頁に都から水をもらう子とトン数が記されてあります。都が十九日より安くしては好い人だと、十九日といた子と一般家庭に参りますと四十日に好うして子うわけでございます。そこに悩みがあるわけ

